



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年11月22日火曜日 第2827号

### ◇ 目 次 ◇

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 924

指定医療機関の廃止の届出..... ( " ) ... 924

指定施術機関の廃止の届出..... ( " ) ... 924

指定医療機関の辞退..... ( " ) ... 924

介護機関（介護予防事業者）の指定..... ( " ) ... 925

指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の変更..... ( " ) ... 925

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更..... ( " ) ... 925

指定介護機関（介護予防事業者）の変更..... ( " ) ... 925

指定自立支援医療機関の指定（2件）..... (健康増進課) ... 925

指定自立支援医療機関の所在地の変更..... ( " ) ... 926

農用地利用配分計画の認可..... (農産園芸課担い手・農地保全対策室) ... 926

建設業者の営業の停止命令..... (土木管理課) ... 926

急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 927

道路の供用開始（県道久米垣生線）..... (中予地方局管理課) ... 927

道路の区域変更（県道猪伏西谷線）（2件）..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 927

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (南予地方局環境保全課) ... 928

建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 929

### 公 告

愛媛県自治体情報セキュリティクラウドへのファイル無害化システム構築業務の委託..... (情報政策課) ... 929

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成28年11月22日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ホリバタ薬局	宇和島市広小路1番28号	平成28年10月3日
しおたファミリア歯科&矯正歯科	大洲市新谷乙367番地1	平成28年11月1日

#### ○愛媛県告示第1281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成28年11月22日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ホリバタ薬局	宇和島市堀端町1-18	平成28年10月2日

#### ○愛媛県告示第1282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により指定した施術機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成28年11月22日

愛媛県知事 中村時広

施 術 機 関 氏 名	施 術 所 在 地		廃 止 年 月 日
	名 称	所 在 地	
鎌倉壮一	エール治療院新居浜店	新居浜市阿島2-8-18	平成28年10月31日

#### ○愛媛県告示第1283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成28年11月22日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
宮田歯科医院	伊予市双海町上灘甲5446-1	平成28年10月31日

## ○愛媛県告示第1284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成28年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予防事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社 おかげさん	今治市玉川町別所甲93番3	おかげさん	今治市玉川町別所甲93番3	平成28年8月1日

## ○愛媛県告示第1285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成28年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定 訪問看護事業者等）の 名称	主たる事務所の 所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	訪問看護ステーションはびねす	（変更後） 新居浜市若水町二丁目4番38号	平成28年10月12日
			（変更前） 新居浜市喜光地町一丁目4番19号	

## ○愛媛県告示第1286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成28年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	訪問看護ステーションはびねす	（変更後） 新居浜市若水町二丁目4番38号	平成28年10月12日
			（変更前） 新居浜市喜光地町一丁目4番19号	

## ○愛媛県告示第1287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成28年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予防事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	訪問看護ステーションはびねす	（変更後） 新居浜市若水町二丁目4番38号	平成28年10月12日
			（変更前） 新居浜市喜光地町一丁目4番19号	

## ○愛媛県告示第1288号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年11月22日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
レデイ薬局味酒店	松山市宮西三丁目4番30号	株式会社レデイ薬局	精神通院医療(薬局)	平成28年11月1日

○愛媛県告示第1289号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年11月22日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社Lien	伊予市米湊600番地1	ぐんちゅう絆訪問看護ステーション	伊予市米湊600番地1フォルテkido203号	精神通院医療	平成28年11月1日
医療法人健康会	四国中央市上分町732番地1	訪問看護ステーションいしかわ	四国中央市上分716番地2	精神通院医療	平成28年11月1日

○愛媛県告示第1290号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成28年11月22日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
訪問看護24	四国中央市土居町土居347番地5	四国中央市土居町土居348番地内	平成28年10月1日

○愛媛県告示第1291号

平成28年10月13日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間

管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成28年11月22日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在及び地番	面積(m <sup>2</sup> )
農事組合法人八反地営農組合	愛媛県松山市八反地甲228番地1	愛媛県松山市八反地甲343番地1ほか4筆	3,422
神野哲彰	愛媛県松山市上伊台町893番地1	愛媛県松山市東大栗町甲120番10ほか3筆	7,862
株式会社テレファーム	愛媛県松山市西長戸町甲279番地17	愛媛県大洲市八多喜町甲3956番ほか15筆	45,995

2 認可年月日

平成28年11月14日

○愛媛県告示第1292号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成28年11月22日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	営業の停止を命じた年月日	停止を命じた営業の範囲	営業の停止を命じた期間	営業の停止を命ずる原因となった事実
(般-24)第4932号	平成24年11月2日	有限会社須賀ポンプ商会	須賀重敏	松山市北立花町9-3	平成28年11月15日	建設業の営業の全部	平成28年11月22日から24日まで(3日間)	有限会社須賀ポンプ商会は、民間の住宅新築工事において、平成28年5月21日に松山市公営企業管理者の承認を受けずに、給水装置工事を施工するとともに無断通水を行ったことが、松山市公営企業局指定給水装置工事事業者規程に違反するとして、同年9月7日付けで同管理者から指定給水装置工事事業者の指定の効力停止処分(6ヵ月)を受けた。 また、同社は、平成25年度にも同管理者の承認を受けずに、給水装置工事を施工したことで同処分(3ヵ月)を受けるとともに、愛媛県知事から平成26年3月25日付けで建設業法に基づく指示処分を受けている。

○愛媛県告示第1293号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成28年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

武丈

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
西条市	福武	井口 八堂	甲2035番1	1号
			乙12番1	2号
			乙9番	3号、4号、5号、6号

	釜之口	甲2168番3	7号
		甲2160番1	8号

仲組

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線、標柱8号と標柱9号を町道仲組永子線東側官民境界線で結んだ線、標柱9号と標柱10号を結んだ線及び標柱10号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
上浮穴郡久万高原町	直瀬	甲2247番	1号
		乙616番	2号、3号、4号、5号
		乙623番	6号、7号
		甲2270番	8号
		甲2269番	9号
		甲2260番	10号

○愛媛県告示第1294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市保免上二丁目314番6から 同市保免中三丁目317番2地先まで	平成28年11月24日

○愛媛県告示第1295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷猪伏9074番2から 同字9075番2まで	旧	メートル 20.9~21.6	キロメートル 0.021	
			新	18.4~21.6	0.021	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷猪伏9079番6	旧	19.1~23.3	0.008	
			新	19.1~20.6	0.008	

○愛媛県告示第1296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏9205番3から 同字9208番1地先まで	旧	メートル 4.3~27.1	キロメートル 0.235	
		上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏9205番3から 同字9219番6まで	新	25.3~62.3	0.235	

○愛媛県告示第1297号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県宇和島保健所及び宇和島市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年11月22日

愛媛県宇和島保健所長 廣 瀬 浩 美

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社マエダ  
愛媛県宇和島市柿原甲1059番地  
代表取締役 前田 耕作

2 事業場の名称及び所在地

株式会社マエダ  
愛媛県宇和島市柿原甲1059番地

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第8号パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	
特定施設の能力	1時間当たり6立方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手の2週間後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇（週1～2日） 8時～17時	
特定施設の1日当たりの使用時間	6時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～7.0 最大 6.0～7.0
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,900 最大 2,380
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,180 最大 1,480
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 570 最大 660
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 130 最大 160

燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	33
	最大	40
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	30
	最大	40

備考 製あん工程においてその他、1日当たり通常60立方メートル、最大75立方メートルを使用する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

設置年月日	平成10年3月31日		
処理施設の種類	活性汚泥法2段バッキ方式凝集沈殿法		
処理施設の型式	-		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	活性汚泥槽 縦 16メートル 横 8メートル 高さ 5メートル 凝集沈殿槽 縦 5.5メートル 横 4.5メートル 高さ 5メートル		
処理施設の能力	1日当たり65立方メートル		
汚水等の処理の方式	活性汚泥法2段バッキ方式凝集沈殿法		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～7.5 最大 6.0～7.5	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,400 最大 1,900	通常 8.0 最大 10
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,000 最大 1,220	通常 8.0 最大 10
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 520 最大 630	通常 12 最大 15
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 67 最大 95	通常 12 最大 15	

燃含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	21	通常	2.0
	最大	25	最大	3.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	53	通常	53
	最大	65	最大	65

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 53 最大 65
----------------------------	----------------

備考 調整槽に一時貯留後処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 10
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 15
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 15
	燃含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0

- (2) No.2排水口  
雨水排水口
- (3) No.3排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 70
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 70
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40
	燃含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1 最大 2	

○愛媛県告示第1298号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年11月22日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-26)第15690号	平成27年1月27日	清家建築	清家 茂	宇和島市吉田町立間尻甲1909	平成28年10月11日	建築工事業	建設業の廃止
(特-23)第1157号	平成23年11月10日	(株)兵頭海事	兵頭 俊次	宇和島市津島町近家甲211-7	平成28年10月28日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-27)第15752号	平成27年6月3日	上野電気(有)	上野 貴司	八幡浜市保内町川之石13-276-20	平成28年10月31日	水道施設工事業	建設業の廃止(一部)

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年11月22日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名

愛媛県自治体情報セキュリティクラウドへのファイル無害化システム構築業務の委託

- (2) 委託業務名及び数量  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委託業務の内容等  
仕様書による。
- (4) 委託期間  
契約締結日から平成29年3月17日まで

## (5) 委託業務の履行場所

仕様書による。

## (6) 入札方法

ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) ISO27001の認証を取得している者であること。
- (3) 委託業務を委託期間内に適正かつ確実に履行できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) ファイル無害化システムに係る運用・保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課行政情報グループ  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2289

- (2) 入札書の受領期限

ア 電子入札による場合は、平成29年1月4日（水）から同月5日（木）午前9時59分までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前9時から午後8時までをいう。以下同じ。）に提出すること。

イ 紙入札による場合は、平成29年1月4日（水）から同月5日（木）午前9時59分までの受付時間中（県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、平成29年1月5日（木）午前9時59分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成29年1月5日（木）午前10時

愛媛県庁本館1階 企画振興部政策企画局情報政策課システム設計室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様適合確認審査申請書（以下「審査申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 審査申請書の受領期限

(ア) 電子入札による場合は、平成28年11月22日（火）から同年12月13日（火）までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。

(イ) 紙入札による場合は、平成28年11月22日（火）から同年12月13日（火）までの受付時間中に3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、平成28年12月13日（火）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を期間内に確実に遂行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Development of an additional function ( Data sanitization system ) to the Ehime local government information security cloud , 1 set

- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 5 January 2017

- (3) For further information , please contact: Administrative Computerization Group , Information Technology Division , Policy and Planning Subdepartment , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
Tel 089 912 2289